(趣旨)

- 第1条 この要綱は、防府市議会基本条例(平成22年防府市条例第31号) 第9条第1項の規定に基づき実施する地域自治会連合会(以下「自治会連合 会」という。)との意見交換会について必要な事項を定めるものとする。 (開催時期等)
- 第2条 意見交換会は、自治会連合会から議長に開催の申込みがあった場合に おいて、議長が決定し、議会改革推進協議会に開催の指示を行う。
- 2 意見交換会の開催を希望する自治会連合会は、防府市議会との意見交換会申込書(第1号様式)を議長に提出するものとする。

(意見交換会の内容)

- 第3条 意見交換会は、テーマを決めて行うものとし、次の各号のいずれかに 該当するものとする。
 - (1) 市政に関すること
 - (2) 市議会に関すること
 - (3) その他、市の重要な事項に関すること
- 2 テーマの件数は3件以内とする。ただし、議長が認めた場合はその限りで はない。

(出席議員)

第4条 意見交換会に出席する議員は、議長、副議長、常任委員会委員長、常任委員会副委員長、議会改革推進協議会会長、議会改革推進協議会副会長及び出席を希望する議員とする。

(会場等)

第5条 意見交換会の日程、会場及びテーマについては、自治会連合会と調整 の上、決定する。

(意見交換会の運営)

第6条 意見交換会における司会者及び記録者は、議会改革推進協議会において協議し、決定する。

(次第)

第7条 意見交換会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

(1) 開会あいさつ 自治会連合会長及び議長

(2) 出席議員紹介 自己紹介

(3) テーマの趣旨説明 自治会連合会長

(4) 意見交換 司会者が指名

(5) 閉会あいさつ 副議長

(資料)

第8条 意見交換会での配付資料は、自治会連合会が作成するものとする。

なお、追加資料が必要と判断した場合は、出席議員にて適宜準備するものとする。

(報告及び公表等)

- 第9条 記録者は、意見交換会終了後、文書による会議録を議長に提出するものとする。
- 2 議長は、市行政に対する意見等で重要と思われるものについては、議長に おいて取りまとめ、市長に文書等で報告するものとする。
- 3 第1項の会議録は、「防府市議会ホームページ」に掲載するものとする。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。